

令和 5 年 6 月 7 日 開 会

①

令和 5 年第 2 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和 5 年第 2 回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第82号議案	令和 5 年度茨城県一般会計補正予算（第 1 号） 1
第83号議案	職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 7
第84号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 9
第85号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例 10
第86号議案	茨城県県税条例の一部を改正する条例 27
第87号議案	民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 30
第88号議案	茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 31

予

算

第82号議案

令和5年度 茨城県一般会計補正予算（第1号）

令和5年度茨城県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,923,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,300,117,467千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		164,712,119 ^{千円}	7,882,260 ^{千円}	172,594,379 ^{千円}
	2 国庫補助金	109,933,696	7,882,260	117,815,956
12 繰入金		45,926,825	41,675	45,968,500
	2 基金繰入金	45,140,664	41,675	45,182,339
14 諸収入		142,300,222	23	142,300,245
	8 雑入	7,437,999	23	7,438,022
歳入合計		1,292,193,509	7,923,958	1,300,117,467

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 企 画 開 発 費		14,144,883 ^{千円}	190,023 ^{千円}	14,334,906 ^{千円}
	1 企 画 費	8,220,635	125,025	8,345,660
	2 開 発 費	5,385,256	64,998	5,450,254
4 生 活 環 境 費		6,575,868	1,951,000	8,526,868
	2 環 境 保 全 費	4,754,163	1,951,000	6,705,163
6 保 健 医 療 費		137,444,859	862,700	138,307,559
	3 医 薬 費	11,715,329	862,700	12,578,029
7 福 祉 費		126,163,330	1,396,534	127,559,864
	2 生 活 保 護 費	4,982,841	2,790	4,985,631
	3 障 害 福 祉 費	35,941,345	293,385	36,234,730
	4 長 寿 福 祉 費	42,113,590	1,010,344	43,123,934
	5 児 童 福 祉 費	40,655,827	90,015	40,745,842
9 農 林 水 産 業 費		40,533,269	1,101,571	41,634,840
	1 農 業 費	11,251,059	111,204	11,362,263
	2 畜 産 業 費	3,306,236	990,367	4,296,603
10 営 業 戦 略 費		6,328,080	545,000	6,873,080
	2 誘客・販路拡大推進費	3,506,526	545,000	4,051,526
12 商 工 費		121,269,416	1,809,251	123,078,667
	1 産 業 政 策 費	115,974,874	24,251	115,999,125
	2 技 術 振 興 費	2,522,192	20,000	2,542,192
	3 中 小 企 業 費	2,772,350	1,765,000	4,537,350
15 教 育 費		258,574,630	67,879	258,642,509
	1 教 育 総 務 費	43,615,505	35,255	43,650,760

	7 保 健 体 育 費	2,115,887	32,624	2,148,511
歳 出 合 計		1,292,193,509	7,923,958	1,300,117,467

第2表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
豚熱経営対策緊急支援資金利子補給	茨城県豚熱経営対策緊急支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	令和6年度	融資総額7千万円の融資残高に対し、茨城県豚熱経営対策緊急支援資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
豚熱経営対策緊急支援資金損失補償	茨城県豚熱経営対策緊急支援資金制度に基づき、金融機関が農業者に対し、資金を融資し、当該資金に損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該金融機関と締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	70,000千円

条 例 ・ そ の 他

第83号議案

職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年茨城県条例第56号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 4 職員が次の表に掲げる旅行先に旅行した場合における宿泊料の額は、第34条第2項の規定にかかわらず、当分の間、同表に掲げる旅行先の区分に応じ、それぞれ同表の宿泊料（1夜につき）の欄に掲げる額とする。

旅 行 先	宿 泊 料（1夜につき）
シンガポール	28,000 ^円
ロサンゼルス	37,800
ニューヨーク	48,900
サンフランシスコ	37,900
パリ	44,600
アメリカ合衆国（ロサンゼルス、ニューヨーク及びサンフランシスコを除く。）	35,500
カナダ	35,800
フランス（パリを除く。）	25,100
イタリア	22,800
大韓民国	20,400
香港	21,200
中華人民共和国（香港を除く。）	14,800
台湾	19,100
モンゴル	13,500

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「付則第8項」を「付則第9項及び付則第10項」に改める。

付則に次の1項を加える。

- 10 知事等が次の表に掲げる旅行先に公務のため旅行した場合における宿泊料の額は、第8条第1項の規定にかかわら

ず、当分の間、同表に掲げる旅行先の区分及び宿泊料（１夜につき）の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

旅 行 先	宿泊料（１夜につき）（単位 円）	
	知 事	副知事，教育長，公営企業 管理者，病院事業管理者及 び常勤の監査委員
シンガポール	36,700	32,000
ロサンゼルス	49,600	43,200
ニューヨーク	64,100	55,200
サンフランシスコ	49,700	43,300
パリ	58,500	50,900
アメリカ合衆国（ロサンゼルス，ニュー ヨーク及びサンフランシスコを除く。）	45,700	40,600
カナダ	46,000	40,900
フランス（パリを除く。）	32,400	28,700
イタリア	29,400	26,100
大韓民国	26,200	23,200
香港	27,300	24,200
中華人民共和国（香港を除く。）	19,100	17,000
台湾	24,600	21,900
モンゴル	17,400	15,500

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第１条の規定による改正後の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第２条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和５年６月７日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第84号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「作業又は業務に従事した日1日につき1,520円の範囲内で人事委員会規則で定める」を「次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 前項第1号から第7号まで又は第8号イの作業又は業務 作業又は業務に従事した日1日につき1,520円の範囲内で人事委員会規則で定める額

(2) 前項第8号アの作業 作業に従事した日1日につき4,000円の範囲内で人事委員会規則で定める額

付則第13項中「以下同じ。）の病原体に汚染され、又は汚染されたおそれがある施設のうち人事委員会規則で定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症」を「（）その他人事委員会規則で定める感染症」に、「緊急に行われた措置に係る」を「行われた措置に係る作業のうち、当該感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる」に改める。

付則第14項を次のように改める。

14 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第85号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定の適用については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「別表第1の2」とあるのは、「別表第2の2」と読み替えるものとする。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 処分通知等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第9号及び茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号）第2条第7号に規定する処分通知等をいう。）を電子情報処理組織（同条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）により交付することができる事務について、当該事務に係る処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を申し出た者に係る前項の規定の適用については、別表第1の2の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第2条第2項関係）

別表第1の31の2の項	30,900円	30,770円
別表第1の31の2の2の項	240,000円	239,870円
別表第1の31の3の項	220,000円	219,870円
別表第1の31の4の項	220,000円	219,870円
別表第1の31の6の項	24,800円	24,670円
別表第1の32の項	130,000円	129,860円
	110,000円	109,860円
別表第1の33の項	120,000円	119,860円
	100,000円	99,860円
別表第1の33の2の項	33,000円	32,860円
別表第1の33の3の項	20,000円	19,860円
別表第1の33の4の項	94,000円	93,860円
別表第1の33の5の項	94,000円	93,860円
別表第1の33の6の項	94,000円	93,860円
別表第1の33の7の項	94,000円	93,860円
別表第1の33の8の項	147,000円	146,850円
別表第1の33の9の項	134,000円	133,850円
別表第1の34の項	81,000円	80,850円

別表第1の35の項	73,000円	72,850円
別表第1の36の項	100,000円	99,850円
別表第1の37の項	94,000円	93,850円
別表第1の38の項	71,000円	70,850円
別表第1の39の項	92,000円	91,850円
別表第1の40の項	81,000円	80,850円
別表第1の41の項	74,000円	73,850円
別表第1の42の項	100,000円	99,850円
別表第1の43の項	95,000円	94,850円
別表第1の44の項	72,000円	71,850円
別表第1の45の項	95,000円	94,850円
別表第1の46の項	140,000円	139,860円
	120,000円	119,860円
別表第1の47の項	130,000円	129,860円
	110,000円	109,860円
別表第1の47の2の項	33,000円	32,860円
別表第1の47の3の項	20,000円	19,860円
別表第1の48の項	40,000円	39,870円
別表第1の48の2の項	5,000円	4,900円
別表第1の48の3の項	4,000円	3,900円
別表第1の48の4の項	5,000円	4,890円
別表第1の48の5の項	4,000円	3,890円
別表第1の48の6の項	5,000円	4,890円
別表第1の48の7の項	4,000円	3,890円
別表第1の48の8の項	78,000円	77,860円
別表第1の48の9の項	70,000円	69,860円
別表第1の48の10の項	84,000円	83,860円
別表第1の48の11の項	77,000円	76,860円
別表第1の48の12の項	67,000円	66,860円
別表第1の49の項	32,000円	31,910円
別表第1の50の項	32,000円	31,910円
別表第1の51の項	400円	310円

別表第1の51の2の項	70,000円	69,830円
別表第1の51の3の項	43,000円	42,830円
別表第1の51の4の項	80,000円	79,860円
別表第1の51の5の項	60,000円	59,860円
別表第1の51の6の項	60,000円	59,860円
別表第1の51の7の項	60,000円	59,860円
別表第1の71の項	43,000円	42,990円
別表第1の86の項	66,000円	65,990円
別表第1の87の項	34,000円	33,990円
別表第1の88の項	66,000円	65,990円
別表第1の88の2の項	34,000円	33,990円
別表第1の99の項	10,900円	10,830円
別表第1の124の項	30,000円	29,830円
別表第1の125の項	12,500円	12,330円
別表第1の130の項	2,300円	2,130円
別表第1の131の項	3,000円	2,830円
別表第1の131の2の項	2,300円	2,130円
別表第1の131の3の項	3,000円	2,830円
別表第1の131の4の項	2,300円	2,130円
別表第1の131の5の項	3,000円	2,830円
別表第1の132の項	2,300円	2,130円
別表第1の133の項	3,000円	2,830円
別表第1の134の項	148,600円	148,430円
	131,900円	131,730円
別表第1の135の項	128,500円	128,330円
	70,200円	70,030円
別表第1の136の項	67,100円	66,930円
別表第1の142の項	90,400円	90,230円
	84,700円	84,530円
	47,000円	46,830円
別表第1の143の項	90,400円	90,230円
	45,300円	45,130円

	33,200円	33,030円
別表第 1 の144の項	45,300円	45,130円
	33,200円	33,030円
別表第 1 の154の項	208,300円	208,130円
	51,200円	51,030円
	86,800円	86,630円
別表第 1 の155の項	50,600円	50,430円
別表第 1 の157の項	76,200円	76,070円
	49,200円	49,070円
	24,800円	24,670円
	156,700円	156,570円
	3,800円	3,790円
	108,700円	108,570円
	2,300円	2,290円
	59,400円	59,270円
	600円	590円
別表第 1 の158の項	76,200円	76,070円
	49,200円	49,070円
	24,800円	24,670円
	156,700円	156,570円
	3,800円	3,790円
	108,700円	108,570円
	2,300円	2,290円
	59,400円	59,270円
	600円	590円
別表第 1 の162の項	148,600円	148,430円
	131,900円	131,730円
	92,900円	92,730円
別表第 1 の162の 3 の項	38,100円	37,930円
別表第 1 の162の 4 の項	29,000円	28,830円
別表第 1 の162の 5 の項	148,600円	148,430円
別表第 1 の162の 6 の項	131,100円	130,930円

別表第 1 の163の項	75,500円	75,330円
別表第 1 の164の項	49,500円	49,330円
別表第 1 の247の項	73,000円	72,990円
別表第 1 の248の項	8,300円	8,290円
別表第 1 の248の 2 の項	41,000円	40,990円
別表第 1 の248の 3 の項	23,000円	22,990円
別表第 1 の256の 2 の項	41,000円	40,990円
別表第 1 の258の項	41,000円	40,990円
別表第 1 の258の 2 の項	41,000円	40,990円
別表第 1 の261の項	18,700円	18,560円
別表第 1 の262の項	7,000円	6,840円
別表第 1 の263の項	8,100円	7,980円
別表第 1 の264の項	54,100円	53,910円
別表第 1 の265の項	34,300円	34,140円
別表第 1 の266の項	37,400円	37,390円
別表第 1 の267の項	26,000円	25,990円
別表第 1 の268の項	81,100円	81,090円
別表第 1 の269の項	63,400円	63,390円
別表第 1 の270の項	88,400円	88,390円
別表第 1 の271の項	75,900円	75,890円
別表第 1 の277の項	31,000円	30,990円
別表第 1 の278の項	1 通につき630円	書面により交付（用紙の片面に出力する方法に限る。） するとしたならば、出力される用紙 1 枚につき620円
別表第 1 の280の項	34,000円	33,990円
別表第 1 の281の項	14,000円	13,990円
別表第 1 の282の項	20,000円	19,990円
別表第 1 の283の項	55,000円	54,990円
	80,000円	79,990円
	98,000円	97,990円
別表第 1 の284の項	21,000円	20,990円
別表第 1 の285の項	15,000円	14,990円

別表第 1 の286の項	17,000円	16,990円
別表第 1 の287の項	31,000円	30,990円
	24,000円	23,990円
別表第 1 の288の項	36,000円	35,990円
	27,000円	26,990円
別表第 1 の289の項	28,000円	27,990円
別表第 1 の290の項	27,000円	26,990円
別表第 1 の294の項	13,500円	13,380円
別表第 1 の295の項	8,700円	8,580円
別表第 1 の296の項	8,000円	7,880円
別表第 1 の297の項	33,900円	33,710円
別表第 1 の298の項	15,000円	14,840円
別表第 1 の299の項	22,000円	21,990円
別表第 1 の300の項	12,000円	11,990円
別表第 1 の301の項	2,200円	2,190円
別表第 1 の302の項	2,200円	2,190円
別表第 1 の303の項	用紙 1 枚につき600円	書面により交付（用紙の片面に出力する方法に限る。） するとしたならば、出力される用紙 1 枚につき590円
別表第 1 の370の項	3,700円	3,440円
別表第 1 の394の項	90,000円	89,990円
	50,000円	49,990円
別表第 1 の395の項	50,000円	49,990円
別表第 1 の397の 2 の項	400円	390円
別表第 1 の399の項	33,000円	32,990円
別表第 1 の400の項	26,000円	25,990円
別表第 1 の404の項	158,000円	157,900円
別表第 1 の409の項	15,600円	15,590円
別表第 1 の410の項	12,400円	12,390円
別表第 1 の412の項	450円	300円
	750円	600円
	300円	150円

	1,100円	950円
	1,300円	1,150円
	650円	500円
	1,200円	1,050円
	6,000円	5,850円
	1,800円	1,650円
	850円	700円
	350円	200円
	1,500円	1,350円
	700円	550円
別表第1の413の項	3,500円	3,410円
別表第1の420の項	120,000円	119,990円
別表第1の421の2の項	33,000円	32,990円
別表第1の422の項	33,000円	32,990円
別表第1の423の項	27,000円	26,990円
別表第1の424の項	160,000円	159,990円
別表第1の425の項	160,000円	159,990円
別表第1の427の項	160,000円	159,990円
別表第1の428の項	27,000円	26,990円
別表第1の428の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の429の項	33,000円	32,990円
別表第1の429の2の項	33,000円	32,990円
別表第1の429の3の項	33,000円	32,990円
別表第1の430の項	160,000円	159,990円
別表第1の431の項	27,000円	26,990円
別表第1の432の項	160,000円	159,990円
別表第1の432の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の433の項	160,000円	159,990円
別表第1の434の項	27,000円	26,990円
別表第1の434の2の項	78,000円	77,990円
別表第1の434の3の項	6,400円	6,390円
別表第1の434の4の項	160,000円	159,990円

別表第1の434の5の項	160,000円	159,990円
別表第1の435の項	160,000円	159,990円
別表第1の436の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の3の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の4の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の5の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の3の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の4の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の5の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の6の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の7の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の8の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の9の項	27,000円	26,990円
別表第1の438の項	27,000円	26,990円
別表第1の439の項	160,000円	159,990円
別表第1の439の2の項	27,000円	26,990円
別表第1の440の項	27,000円	26,990円
別表第1の440の2の項	27,000円	26,990円
別表第1の441の項	160,000円	159,990円
別表第1の442の項	27,000円	26,990円
別表第1の443の項	27,000円	26,990円
別表第1の444の項	160,000円	159,990円
別表第1の445の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の446の項	78,000円	77,990円
別表第1の447の項	78,000円	77,990円
別表第1の447の2の項	238,000円	237,990円
別表第1の447の3の項	238,000円	237,990円
別表第1の448の項	78,000円	77,990円
別表第1の448の2の項	238,000円	237,990円

別表第 1 の449の項	6,400円	6,390円
別表第 1 の450の項	27,000円	26,990円
別表第 1 の450の 2 の項	27,000円	26,990円
別表第 1 の450の 3 の項	27,000円	26,990円
別表第 1 の450の 4 の項	27,000円	26,990円
別表第 1 の450の 6 の項	160,000円	159,990円
別表第 1 の451の項	27,000円	26,990円
別表第 1 の461の項	90,000円	89,990円
	130,000円	129,990円
	200,000円	199,990円
	270,000円	269,990円
	400,000円	399,990円
	530,000円	529,990円
	680,000円	679,990円
	910,000円	909,990円
別表第 1 の462の項	6,200円	6,190円
	8,600円	8,590円
	13,000円	12,990円
	35,000円	34,990円
	43,000円	42,990円
	58,000円	57,990円
別表第 1 の466の項	10,000円	9,980円
	22,000円	21,980円
	45,000円	44,980円
	90,000円	89,980円
	130,000円	129,980円
	180,000円	179,980円
	220,000円	219,980円
	310,000円	309,980円
	13,000円	12,980円
	31,000円	30,980円
	67,000円	66,980円

	210,000円	209,980円
	280,000円	279,980円
	350,000円	349,980円
	490,000円	489,980円
	200,000円	199,980円
	270,000円	269,980円
	400,000円	399,980円
	530,000円	529,980円
	680,000円	679,980円
	910,000円	909,980円
別表第 1 の467の項	10,000円	9,990円
別表第 1 の473の 3 の項	80,000円	79,990円
別表第 1 の473の 4 の項	60,000円	59,990円
別表第 1 の473の 5 の項	60,000円	59,990円
別表第 1 の474の項	160,000円	159,990円
別表第 1 の477の 2 の項	26,000円	25,990円
	36,000円	35,990円
	85,000円	84,990円
	125,000円	124,990円
	155,000円	154,990円
	191,000円	190,990円
	22,000円	21,990円
	31,000円	30,990円
	79,000円	78,990円
	119,000円	118,990円
	148,000円	147,990円
	184,000円	183,990円
	237,000円	236,990円
	306,000円	305,990円
	437,000円	436,990円
	538,000円	537,990円
	636,000円	635,990円

	726,000円	725,990円
	92,000円	91,990円
	121,000円	120,990円
	196,000円	195,990円
	257,000円	256,990円
	308,000円	307,990円
	362,000円	361,990円
別表第 1 の477の 2 の 2 の項	13,000円	12,990円
	18,000円	17,990円
	42,000円	41,990円
	63,000円	62,990円
	77,000円	76,990円
	96,000円	95,990円
	11,000円	10,990円
	16,000円	15,990円
	40,000円	39,990円
	60,000円	59,990円
	74,000円	73,990円
	92,000円	91,990円
	119,000円	118,990円
	153,000円	152,990円
	218,000円	217,990円
	269,000円	268,990円
	318,000円	317,990円
	363,000円	362,990円
	46,000円	45,990円
	61,000円	60,990円
	98,000円	97,990円
	128,000円	127,990円
	154,000円	153,990円
	181,000円	180,990円
別表第 1 の477の 2 の 5 の項	4,000円	3,990円

8,000円	7,990円
17,000円	16,990円
37,000円	36,990円
67,000円	66,990円
14,000円	13,990円
22,000円	21,990円
106,000円	105,990円
133,000円	132,990円
167,000円	166,990円
加算した額	加算した額に、10円を加算した額
28,000円	27,990円
32,000円	31,990円
15,000円	14,990円
16,000円	15,990円
57,000円	56,990円
96,000円	95,990円
163,000円	162,990円
234,000円	233,990円
27,000円	26,990円
47,000円	46,990円
86,000円	85,990円
130,000円	129,990円
189,000円	188,990円
237,000円	236,990円
306,000円	305,990円
437,000円	436,990円
538,000円	537,990円
636,000円	635,990円
726,000円	725,990円
72,000円	71,990円
92,000円	91,990円

	121,000円	120,990円
	196,000円	195,990円
	257,000円	256,990円
	308,000円	307,990円
	362,000円	361,990円
別表第 1 の477の 2 の 6 の項	13,000円	12,990円
	18,000円	17,990円
	42,000円	41,990円
	63,000円	62,990円
	77,000円	76,990円
	96,000円	95,990円
	11,000円	10,990円
	16,000円	15,990円
	40,000円	39,990円
	60,000円	59,990円
	74,000円	73,990円
	92,000円	91,990円
	119,000円	118,990円
	153,000円	152,990円
	218,000円	217,990円
	269,000円	268,990円
	318,000円	317,990円
	363,000円	362,990円
	46,000円	45,990円
	61,000円	60,990円
	98,000円	97,990円
	128,000円	127,990円
	154,000円	153,990円
	181,000円	180,990円
別表第 1 の477の 2 の 7 の項	33,000円	32,990円
別表第 1 の477の 3 の項	26,000円	25,990円
別表第 1 の477の 3 の 2 の項	10,000円	9,990円

別表第 1 の477の 3 の 3 の項	10,000円	9,990円
別表第 1 の477の 5 の 2 の項	160,000円	159,990円
別表第 1 の477の 6 の項	160,000円	159,990円
別表第 1 の487の項	400円	390円

別表第 2 中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 の 2 （第 2 条第 4 項関係）

別表第 2 の 1 の項	560,000円	559,990円
	340,000円	339,990円
	220,000円	219,990円
	140,000円	139,990円
	110,000円	109,990円
	86,000円	85,990円
	68,000円	67,990円
	54,000円	53,990円
	31,000円	30,990円
	91,000円	90,990円
	75,000円	74,990円
	60,000円	59,990円
	44,000円	43,990円
	27,000円	26,990円
	21,000円	20,990円
	16,000円	15,990円
	13,000円	12,990円
	11,000円	10,990円
	7,400円	7,390円
	87,000円	86,990円
	36,000円	35,990円
別表第 2 の 2 の項	370,000円	369,990円
	220,000円	219,990円
	150,000円	149,990円
	93,000円	92,990円
	69,000円	68,990円

	61,000円	60,990円
	57,000円	56,990円
	39,000円	38,990円
	26,000円	25,990円
	16,000円	15,990円
	65,000円	64,990円
	53,000円	52,990円
	44,000円	43,990円
	31,000円	30,990円
	18,000円	17,990円
	14,000円	13,990円
	12,000円	11,990円
	9,200円	9,190円
	8,200円	8,190円
	5,100円	5,090円
	3,200円	3,190円
	62,000円	61,990円
	55,000円	54,990円
	38,000円	37,990円
	30,000円	29,990円
別表第 2 の 3 の項	25,000円	24,990円
別表第 2 の 4 の項	14,000円	13,990円
	11,000円	10,990円
別表第 2 の 5 の項	6,100円	6,090円
別表第 2 の 6 の項	18,750円	18,740円
別表第 2 の 7 の項	6,100円	6,090円
別表第 2 の 9 の項	27,000円	26,990円
	21,000円	20,990円
	13,000円	12,990円
別表第 2 の14の項	610,000円	609,990円
	370,000円	369,990円
	250,000円	249,990円

	150,000円	149,990円
	120,000円	119,990円
	95,000円	94,990円
	75,000円	74,990円
	60,000円	59,990円
	33,000円	32,990円
	80,000円	79,990円
	64,000円	63,990円
	47,000円	46,990円
	31,000円	30,990円
	22,000円	21,990円
	20,000円	19,990円
	15,000円	14,990円
	12,000円	11,990円
	7,700円	7,690円
	76,000円	75,990円
	42,000円	41,990円
別表第 2 の15の項	16,000円	15,990円
	6,600円	6,590円
	320円	310円
	260円	250円
	160円	150円
	150円	140円
	210円	200円
	140円	130円
	7,100円	7,090円
	800円	790円
	170円	160円
	110円	100円
	80円	70円
別表第 2 の16の項	31円	21円
	24円	14円

	1,100円	1,090円
	540円	530円
	21円	11円
別表第2の17の項	16,000円	15,990円
別表第2の18の項	1,400円	1,390円

別表第3中「第2条第3項」を「第2条第5項」に改める。

別表第4中「第2条第4項」を「第2条第6項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第86号議案

茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第14条中「茨城県庁又は県税事務所の掲示場に掲示して行うものと」を「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を茨城県庁若しくは県税事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を茨城県庁若しくは県税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改める。

第23条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第39条の10中「第71条の14第6項」を「第71条の14第7項」に改める。

第39条の18中「第71条の35第7項」を「第71条の35第8項」に改める。

第39条の25中「第71条の55第7項」を「第71条の55第8項」に改める。

第40条の9中「第72条の46第6項」を「第72条の46第7項」に改める。

第40条の14第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第3項中「個人の」の次に「行う」を加える。

第42条の13中「第74条の23第6項」を「第74条の23第7項」に改める。

第43条の22中「第90条第6項」を「第90条第7項」に改める。

第60条の2に次の1項を加える。

4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第1条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第60条の5の2及び第60条の24第9項において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第60条の5の次に次の1項を加える。

第60条の5の2 オーストラリア軍隊が、第60条の2第4項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第60条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第60条の24第1項中「においては」を「には」に改め、同条第5項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条に次の1項を加える。

9 オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第60条の28中「第144条の47第6項」を「第144条の47第7項」に改める。

第65条第1項中「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、「及び法附則第12条の2の10第2項」を削り、同項第2号中「から二まで」を「、ロ及びホ」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 法第157条第6項において読み替えて準用する同条第1項第3号に該当する平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第149条第4項に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。次項第4号において同じ。）

第65条第2項中「並びに」を「及び」に改め、「及び法附則第12条の2の10第2項」を削り、同項第2号中「及びロ」を「ロ及びニ」に改め、同項第3号中「第2号及び第3号イ」を「及びロ、第2号並びに第3号イ及びロ」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 法第157条第6項において読み替えて準用する同条第2項第3号ホに該当する平成27年度基準エネルギー消費効率
算定自動車

第65条第3項中「及び法附則第12条の2の10第2項」を削る。

第71条の6中「第171条第6項」を「第171条第7項」に改める。

付則第17条の7第1項第2号中「自衛隊」の次に「又は第60条の2第4項に規定するオーストラリア軍隊（第6項において「オーストラリア軍隊」という。）」を加え、「に規定する」を「各号に掲げる」に改め、同条第6項中「前2項」を「前3項」に、「附則第12条の2の7第7項」を「附則第12条の2の7第8項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第60条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第23条第2項並びに第40条の14第1項及び第3項の改正規定 公布の日
- (2) 第65条第1項の改正規定（同項第2号に係る部分を除く。）及び同項に1号を加える改正規定、同条第2項の改正規定（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）及び同項に1号を加える改正規定、同条第3項の改正規定並びに付則第8条第3項の規定 令和7年4月1日
- (3) 第60条の2に1項を加える改正規定、第60条の5の次に1条を加える改正規定、第60条の24第1項及び第5項の改正規定並びに同条に1項を加える改正規定並びに付則第17条の7第1項及び第6項の改正規定並びに同項を同条第7項とし、同条第5項の次に1項を加える改正規定並びに付則第7条第2項及び第3項の規定 規則で定める日
- (4) 第14条の改正規定及び次条の規定 規則で定める日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 前条第4号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例第14条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

第3条 この条例による改正後の茨城県県税条例（以下「新条例」という。）第39条の10の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第71条の11第1項に規定する納入申告書の提出期限が到来する県民税の利子割について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した県民税の利子割については、なお従前の例による。

- 2 新条例第39条の18の規定は、施行日以後に地方税法第71条の31第2項に規定する納入申告書の提出期限が到来する県民税の配当割について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した県民税の配当割については、なお従前の例による。

- 3 新条例第39条の25の規定は、施行日以後に地方税法第71条の51第2項に規定する納入申告書の提出期限が到来する県民税の株式等譲渡所得割について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した県民税の株式等譲渡所得割については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第4条 新条例第40条の9の規定は、施行日以後に地方税法第72条の32第1項に規定する申告書の提出期限が到来する法

人の事業税について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した法人の事業税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第5条 新条例第42条の13の規定は、施行日以後に地方税法第74条の20第1項に規定する申告書の提出期限が到来する県たばこ税について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した県たばこ税については、なお従前の例による。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

第6条 新条例第43条の22の規定は、施行日以後に地方税法第87条第1項に規定する申告書の提出期限が到来するゴルフ場利用税について適用し、施行日前に当該提出期限が到来したゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第7条 新条例第60条の28の規定は、施行日以後に地方税法第144条の44第1項に規定する申告書の提出期限が到来する軽油引取税について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した軽油引取税については、なお従前の例による。

2 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例（次項において「第3号新条例」という。）第60条の2第4項及び第60条の5の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（次項において「第3号施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

3 第3号新条例付則第17条の7第1項（第2号に係る部分に限る。）、第6項及び第7項の規定は、第3号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、第3号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第8条 新条例第65条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第2項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例第71条の6の規定は、施行日以後に地方税法第161条第1項に規定する申告書の提出期限が到来する自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例第65条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第87号議案

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成27年茨城県条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則の表土浦市の項中「239」を「240」に改め、同表古河市の項中「225」を「226」に改め、同表竜ヶ崎市の項中「118」を「119」に改め、同表取手市の項中「191」を「192」に改め、同表潮来市の項中「72」を「73」に改め、同表筑西市の項中「216」を「217」に改め、同表小美玉市の項中「88」を「89」に改め、同表東海村の項中「62」を「61」に改める。

付 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第88号議案

茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1の51の3の項中「第108条の2第1項第15号」の次に「又は第16号」を加える。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦